

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を 改正する省令の一部を改正する省令案

— I P 網への移行に伴うユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填に係る規定の整備 —

概 要

令和5年5月26日

IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定に用いるLRIC（長期増分費用）モデルの反映【公布日施行】

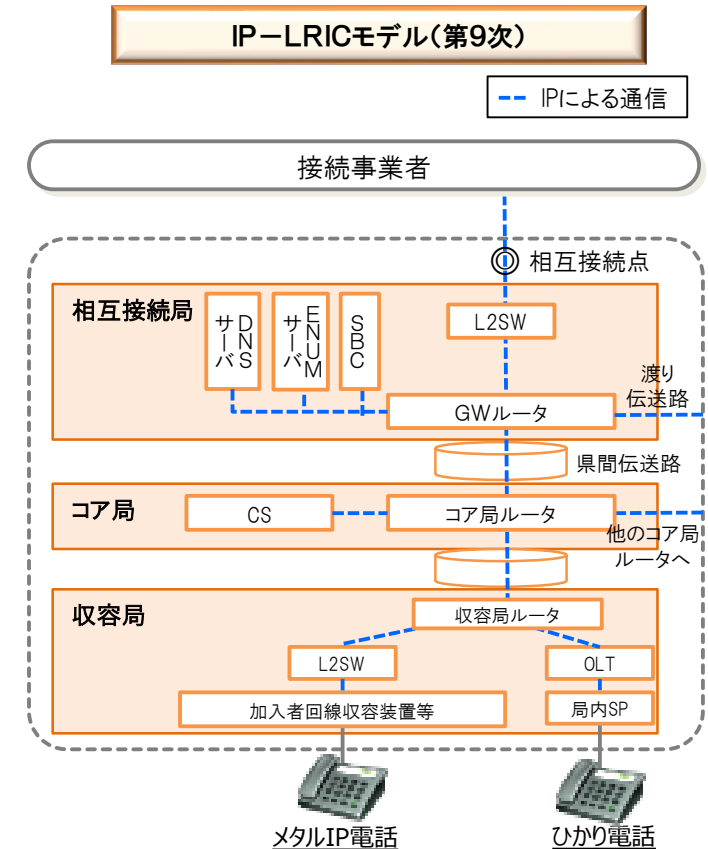
- ユニバーサルサービス補填額の算定に、PSTN－LRICモデルとIP－LRICモデルを併用する場合に用いられる規定のうち、IP－LRICモデルに基づく原価の算定を規定している、令和2年総務省令第53号（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令）の附則別表を改正し、第9次IP－LRICモデルに対応したものとする。
- 第9次IP－LRICモデルにおける回線需要（メタルIP電話（加入電話）、ISDN、公衆電話及び光IP電話）や、ネットワーク構成（収容局、コア局及び相互接続局による構成）に対応するため、対象設備や固定資産価額の算定方法等を改正する。

※諮問第3159号（令和5年3月24日答申）において、IP網への移行期間中のユニバーサルサービス補填額の算定方法については、第8次PSTN－LRICモデルと第9次IP－LRICモデルによる各補填額算定値の加重平均値をとり、これを補填額とすること、また、加重平均の比率は、接続料算定時と同一の比率を適用することとしている。

< 令和2年総務省令第53号の附則別表の概要 >

附則別表第1	対象設備、附属設備等に係る設備等区分
附則別表第2	正味固定資産価額算定方法 設備区分ごとの投資額の算定方法
附則別表第3	固定資産明細表、固定資産帰属明細表
附則別表第4	費用区分ごとの費用算定方式 共通費等の配賦基準
附則別表第5	設備区分別費用明細表 (設備区分ごとの減価償却費、固定資産税、 施設保全費等を記載)

- ・SBC(Session Border Controller)：網内の信号を網間で流通可能なSIP信号に変換する装置
- ・ENUM(E.164 Number Mapping)：電話番号とインターネット上のIPアドレスの対応関係を管理するサーバ。
- ・CS(Call Server)：呼制御、加入者端末制御、経路選択、課金管理等の機能を持つ装置
- ・OLT(Optical Line Terminal)：電気通信事業者側に設置される光回線の終端装置
- ・L2SW(Layer 2 Switch)：データリンク層におけるパケットの経路を判断し、転送する装置



令和5年5月26日

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に、本改正について諮問

令和5年5月27日～同年6月26日

- ・ 本省令案の意見募集

令和5年7月上旬

- ・ 意見募集の結果を踏まえたユニバーサルサービス委員会における調査・検討

令和5年7月中

- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申

令和5年8月

- ・ 改正省令を公布

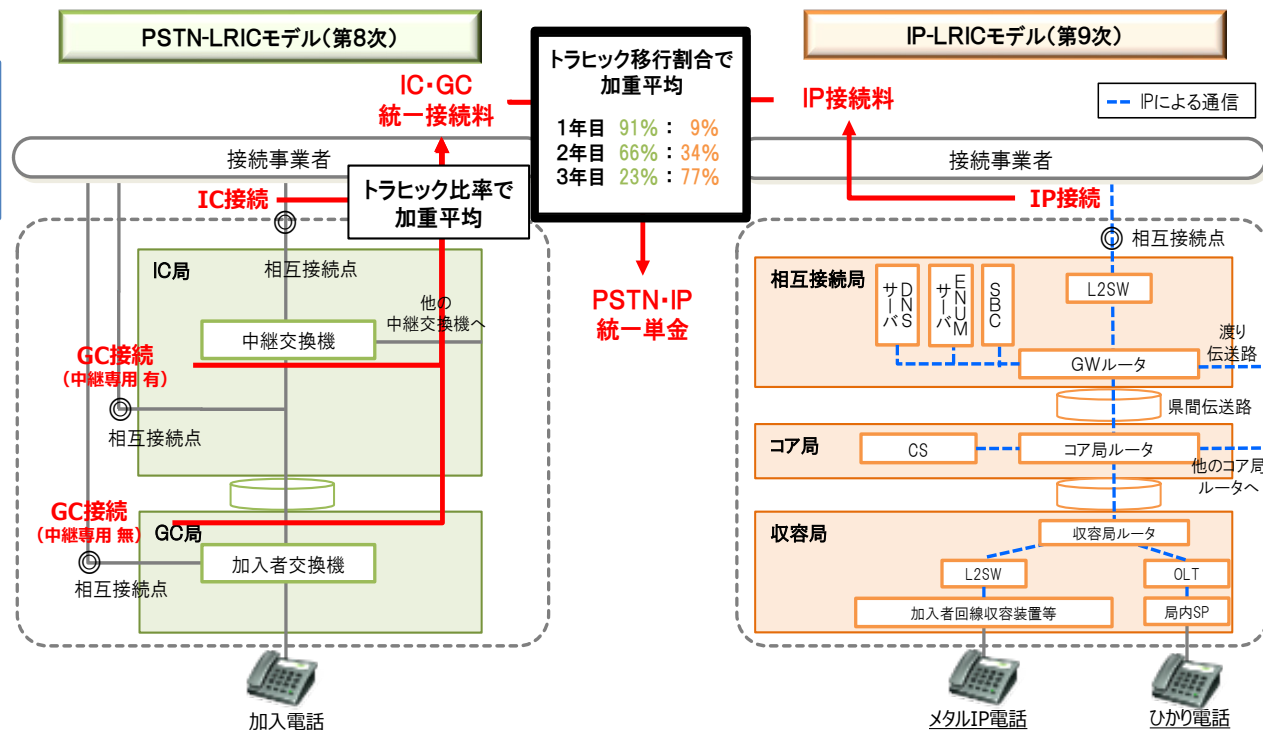
（参考）改正省令公布後

- ・ 総務大臣からN T T東日本・西日本へユニバーサルサービス交付金算定に用いる資産及び費用の整理の手順を通知
- ・ N T T東日本・西日本がユニバーサルサービス交付金算定に係る費用整理を行い、T C Aへ資料提出（令和4年度分）※令和5年8月まで
- ・ T C Aから総務大臣へ交付金の認可申請（令和4年度分）※令和5年9月まで
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に認可に係る諮問・意見募集
- ・ 情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）からの答申
- ・ 総務大臣による認可

■ 接続料の算定（制度整備済）

第8次PSTN-LRICモデルと
第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。
（令和3年9月 情報通信審議会答申）

※加重平均の比率については、上記答申において、
「（前略）加重平均比率は、IP網への移行の計
画的・段階的实施を反映して、実際に予定されて
いる移行工程・スケジュールから予測される年度
ごとのトラフィック移行割合に基づき、あらかじめ
定めておくことが適当」とされており、トラフィック移行割合を予測して
規定されたもの。



■ ユニバーサルサービス補填額の算定（今般の改正事項）

接続料の算定との整合をとるため、第8次PSTN-LRICモデルと第9次IP-LRICモデルを組み合わせ使用。
（加重平均の比率も接続料の算定と同一）

